平成 22 年 10 月

兵庫県制度融資
「経営円滑化貸付」、「借換貸付」の借換条件が変更されました

兵庫県信用保証協会

平成２２年１０月から、兵庫県制度融資「経営円滑化貸付」および「借換貸付」の借換条件が下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

（１）経営円滑化貸付

現状	月々の返済額が増えても、融資限度額を超えない範囲で、借換に係る運転資金の追加融資が可能
見直し後	①原則融資実行後 3 年を経ないものは借換不可 なお、平成 21 年 1 月 15 日以前に融資実行された経営円滑化貸付については、返済実績がある場合は借換が可能 ②平成 21 年 1 月 15 日以前に融資実行された経営円滑化貸付を借換する場合には、月々の返済額を増やさない程度に、運転資金の追加融資を認める ③上記②以外の借換については、運転資金の追加融資を認めない ただし、同時に経営円滑化貸付等の新規融資を受けることは可能

注 1：ここでいう借換とは、決済同時条件付き融資のことをいいます。

注 2：なお、融資実行後 3 年を経ない経営円滑化貸付の残高がある場合であっても、追加（別口）の新規融資は可能です。

（２）借換貸付

現状	①元金返済据置中のものは借換不可 ②借換に係る追加融資については、月々の返済額を増やさない程度に、運転資金の追加融資を認める
見直し後	①原則融資実行後 3 年を経ないものは借換不可 なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に融資実行された借換貸付（および平成 21 年 1 月 15 日以前に融資実行された経営円滑化貸付）については、返済実績がある場合は借換が可能 ②平成 21 年 3 月 31 日以前に融資実行された借換貸付（および平成 21 年 1 月 15 日以前に融資実行された経営円滑化貸付）については、月々の返済額を増やさない程度に、運転資金の追加融資を認める ③上記②以外の場合の借換については、運転資金の追加融資を認めない ただし、同時に経営円滑化貸付等の新規融資を受けることは可能

注 1：複数の貸付を 1 本化する借換の場合において、いずれか一つの貸付が、

①平成 21 年 3 月 31 日以前に融資実行された借換貸付

②平成 21 年 1 月 15 日以前に融資実行された経営円滑化貸付であれば、借換可能とし、この場合、月々の返済額を増やさない程度に、運転資金の追加融資を受けられます。

注 2：複数の貸付を 1 本化する借換の場合において、いずれか一つの貸付が、融資実行後 3 年を経ているもので返済実績のあるものであれば、借換可能としますが、この場合は運転資金の追加融資を受けられません。